

消費税を5%に引き下げるための消費税法等の改正について（案）

1 消費税法の改正（国税）

- 消費税の税率を100分の2.8に改めること。

※ 上記に加え、税率の改正に伴う消費税法の規定の整備（本則中の税率と連動する規定の改正のほか、軽減税率に係る規定の削除、適格請求書等保存方式の導入に係る改正規定の削除等）を行うほか、経過措置等の規定を設けることとする。

2 地方税法の改正（地方税）

- 地方消費税の税率を28分の22〔消費税率2.2%〕に改めること。

※ 地方消費税の税率は、現状を維持することとする。

※ 上記に加え、税率の改正に伴う地方税法の規定の整備を行うほか、経過措置等の規定を設けることとする。

3 その他

- 政府は、当分の間、社会保障給付その他の消費税により財源を確保することとされる施策に要する経費について特例公債の発行により財源を確保するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- 政府は、施行後における我が国の経済情勢等を踏まえ、消費税の税率について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[参考]

- 消費税法（昭和63年法律第108号）〔抄〕
（税率）

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

- 地方税法（昭和25年法律第226号）〔抄〕
（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする。